

# 豊見城市国民保護計画

平成 1 9 年 8 月

豊 見 城 市

## 1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
国民保護計画	指定行政機関の長、知事及び市町村長が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態対処法施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第2条に定める機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域において、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
利用指針	武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、武力攻撃事態等対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）等の利用に関する指針
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

## 2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
国際人道法	武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、非人道的行為の処罰などを定めている国際法
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、平成17年3月に国が定めた「国民の保護に関する基本指針」
県国民保護計画	沖縄県国民保護計画
県国民保護協議会	沖縄県国民保護協議会
県国民保護対策本部	沖縄県国民保護対策本部
県緊急処理事態対策本部	沖縄県緊急処理事態対策本部
市国民保護計画	豊見城市国民保護計画
市国民保護協議会	豊見城市国民保護協議会
市地域防災計画	豊見城市地域防災計画
市対策本部	豊見城市国民保護対策本部
市緊急処理事態対策本部	豊見城市緊急処理事態対策本部
市現地対策本部	豊見城市国民保護現地対策本部

# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部局等における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町村との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	41
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
1	事態認定前における市緊急事態連絡会議等の設置及び初動措置	41
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	43
第2章	市対策本部の設置等	44
1	市対策本部の設置	44
2	通信の確保	51
第3章	関係機関相互の連携	52
1	国・県の対策本部との連携	52
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6	市の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	59
第2	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の通知・伝達	60
2	避難実施要領の策定	61
3	避難住民の誘導	65

4	武力攻撃事態等の類型における留意事項	68
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	73
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	74
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	78
1	退避の指示	78
2	警戒区域の設定	79
3	応急公用負担等	81
4	消防に関する措置等	81
第3	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4	NBC攻撃による災害への対処等	86
第8章	被災情報の収集及び報告	89
第9章	保健衛生の確保その他の措置	90
1	保健衛生の確保	90
2	廃棄物の処理	91
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95
1	基本的考え方	95
2	公共的施設の応急の復旧	95
第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98

2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98

第5編	緊急対処事態への対処	99
1	緊急対処事態	99
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99